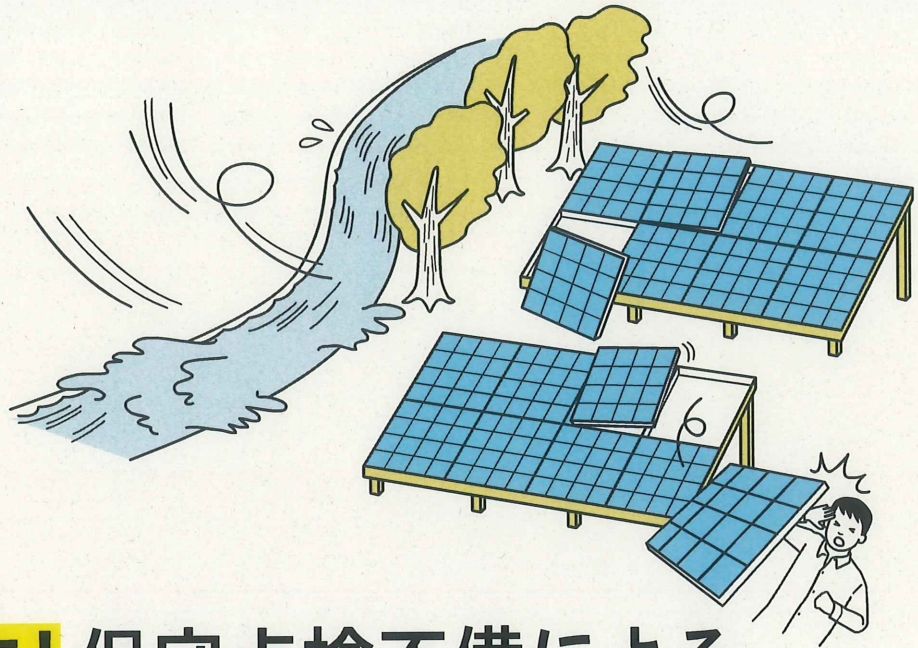




危険防止

太陽電池発電設備の保守点検の重要性について



危険です！保守点検不備による 太陽電池発電設備の重大事故。

近年、強風の際に太陽電池発電設備のパネルが飛散、架台が倒壊するなどの事故が発生しています。なかには飛んだパネルが近隣の住宅へ被害を与えた例も。万が一、他者に被害が及んだ場合には、刑事責任や民事責任が生じる可能性があります。



破損したパネルに触れると感電するおそれがあります。

破損した太陽電池発電設備に光が当たっている場合、パネルや電線の接続部、架台等に触れると感電の原因となります。

破損したパネルを発見したら、以下の点にご注意ください。

パネルや設備には
触れない



周囲の方へも注意の
呼びかけを



施工会社やメーカーに
対処を依頼



被害を未然に防止するために・・・

パネルや架台のねじのゆるみ等がないか、変形や破損はないか等を定期的にチェックするなど、適切に維持・管理することが事故の未然防止につながります。

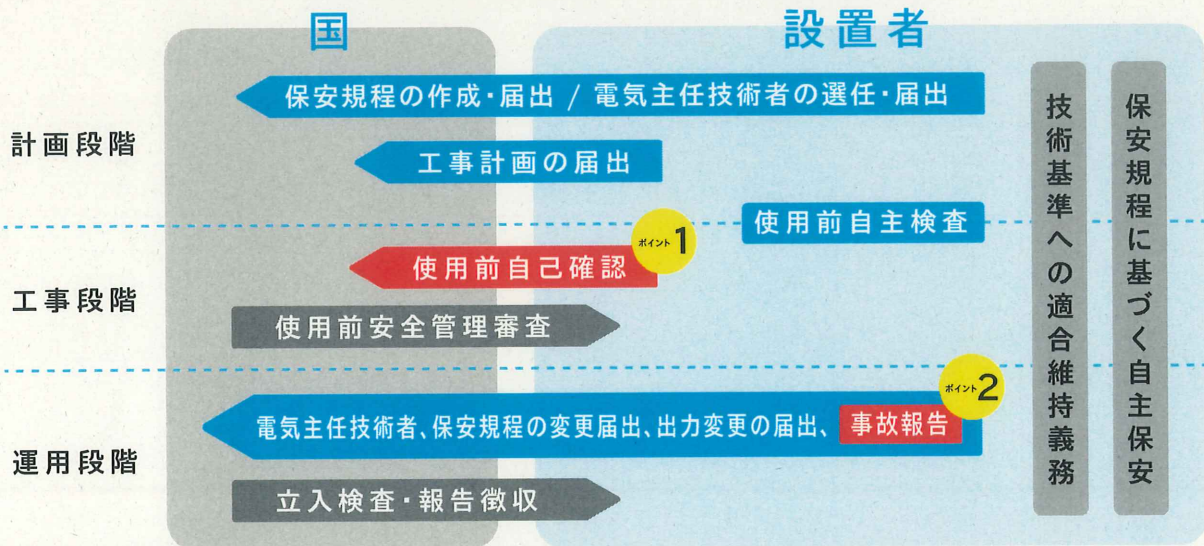
自家用電気工作物(出力50kW以上の設備)の設置者の方へ

電気事業法に基づいて事業用電気工作物を設置するためには、保安規程の届出や主任技術者の選任など、安全の確保のための措置をとる必要があります。

ポイント1 使用前に国に届け出る「使用前自己確認制度」が導入されました。

太陽電池発電設備の設置者自らが、設備が技術基準に適合することを確認した結果を、使用前に国に届け出る義務があります。(出力500kW~2,000kWの設備設置者) ※平成28年11月30日施行(電気事業法51条)

太陽電池発電設備の安全規制体系



ポイント2 事故報告の対象範囲が拡大されました。

今後、以下のような事故が発生した場合は、速やかに下記の連絡先に報告する義務があります。

1

発電所構外にパネルが飛散した場合

※平成28年4月1日施行

2

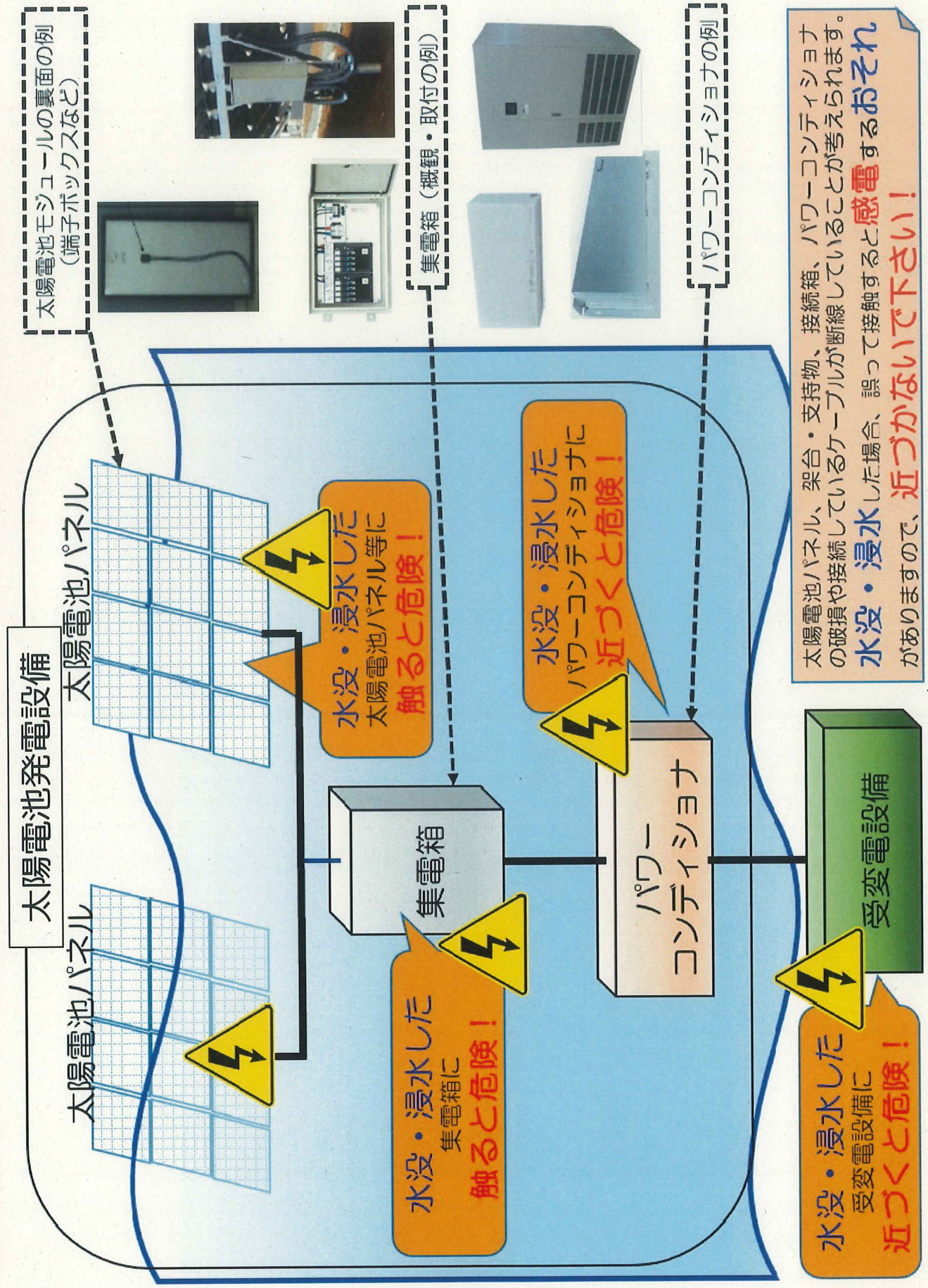
一定規模以上のパネルの脱落・飛散が生じた場合
(例えば、事業用電気工作物クラス50kW=パネル約150枚に相当)

※平成28年9月24日施行(電気関係報告規則第3条)

産業保安監督部 問い合わせ先 エリア/組織名/電話番号

北海道	北海道産業保安監督部 電力安全課	011-709-2311 内線2720	近畿	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課	06-6966-6048
東北	関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課	022-221-4947	中国	中国四国産業保安監督部 電力安全課	082-224-5742
関東	関東東北産業保安監督部 電力安全課	048-600-0385	四国	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課	087-811-8587
中部	中部近畿産業保安監督部 電力安全課	052-951-2817	九州	九州産業保安監督部 電力安全課	092-482-5520
北陸	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	076-432-5580	沖縄	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	098-866-6474

水没・浸水した太陽電池発電設備に近づくと非常に危険です。



太陽電池パネル、架台・支持物、接続箱、パワーコンディショナの破損や接続しているケーブルが断線していることが考えられます。
水没・浸水した場合、誤って接触すると**感電**するおそれがありますので、**近づかないで下さい！**

令和 2 年 6 月 1 日

一般社団法人日本電設工業協会 会長 殿

経済産業省産業保安グループ電力安全課

一般用太陽電池発電設備に対する台風期前の点検に係る周知について

日頃から電力設備の保安に御協力を頂き、ありがとうございます。

再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度の施行以降、太陽電池発電設備が急激に増加しており、昨年の台風15号や19号等では、太陽電池パネル等が飛散したり水没する事案が多数発生しました。

自己の設備が原因となって、万が一他者に被害を及ぼした場合、刑事責任や民事責任が生じる場合もあります。

同様の被害の再発を防止するためには、台風期前までに、設置者各々の責任において、対策に万全を期すことが必要です。

貴協会におかれては、会員や設置者に対し、台風期前までに、別記の留意事項を踏まえて太陽電池発電設備の点検を実施するとともに、必要に応じて補強を行っていただくなど、事故を防止するための対策等の必要性について広く周知頂きますよう宜しくお願いいたします。周知にあたっては、必要に応じ、別添資料を御活用下さい。

なお、個別案件で御不明な点等ございましたら、最寄りの産業保安監督部まで御連絡下さい。

[問い合わせ先]

産業保安グループ 電力安全課 新エネルギー班

電 話 : (03) 3501-1742 (直通) メール : denryoku-anzen@meti.go.jp

<点検等に関する留意事項>

1. 点検や感電事故防止時の体制について

- ・販売施工業者等、太陽電池発電設備に十分な知見のある者が作業を行うようにしてください。

2. 点検に関して

- ・太陽電池発電設備が電気設備の技術基準に適合していることを確認すること。
- ・太陽電池発電設備の架台・基礎などが必要な強度を有している事を確認し、また構造、強度に影響する接合部にゆるみや錆、破損がないことを確認すること。
- ・太陽電池パネルの架台への接合部にゆるみや錆、破損がないことを確認すること。
- ・電力ケーブルやケーブルラック取付部に、ゆるみや破損がないことを確認すること。
- ・柵やへい、遠隔監視装置などが、健全な状態に維持されていることを確認すること。
- ・太陽電池発電設備の点検後、対策の可否を判断し、必要に応じて、基礎のコンクリートの増し打ち、基礎・架台・太陽電池パネルの接合部補強などの飛散被害を防止する対策を行うこと。
- ・水上設置型太陽電池発電設備の支持物（架台、フロート、係留索、アンカー）について、アンカーとの係留部やフロート間等の接合部に損傷等が無いことや、フロート等の樹脂部材の劣化が無いことを確認すること。

3. 風水害の被害にあった太陽電池発電設備の感電事故防止について

- ・風水害によって太陽電池発電設備が破損した場合は、感電するおそれがあるため、二次被害を防止する措置や第三者の立入を禁止する措置等を速やかに講じるとともに、復旧作業等のためやむを得ず触れる場合は、ゴム手袋、ゴム長靴着用等の感電対策を行い、感電事故防止に努めること。

【参考条文等】

○電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日 通商産業省令第52号）

第四条 電気設備は、感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならない。

●全国産業保安監督部の電力安全課の連絡先

北海道産業保安監督部 電力安全課

〒060-0808

北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎6階南

Tel: 011-709-1725（直通）

関東東北産業保安監督部東北支部 電力安全課

〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎9階

Tel: 022-221-4948（直通）

関東東北産業保安監督部 電力安全課

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館11階

Tel: 048-600-0385～8（直通）

中部近畿産業保安監督部 電力安全課

〒460-8510

愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5-2

中部経済産業局総合庁舎3階

Tel: 052-951-2817（直通）

中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署

〒930-0856

富山県富山市牛島新町11番7号 富山地方合同庁舎3階

Tel: 076-432-5580（直通）

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

〒540-8535

大阪府大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎1号館 本館2階

Tel: 06-6966-6056 (直通)

中国四国産業保安監督部 電力安全課

〒730-0012

広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館4階

Tel: 082-224-5742 (直通)

中国四国産業保安監督部四国支部 電力安全課

〒760-8512

香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎5階

Tel: 087-811-8587 (直通)

九州産業保安監督部 電力安全課

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡第1合同庁舎8階

Tel: 092-482-5519 (直通)

那覇産業保安監督事務所 保安監督課

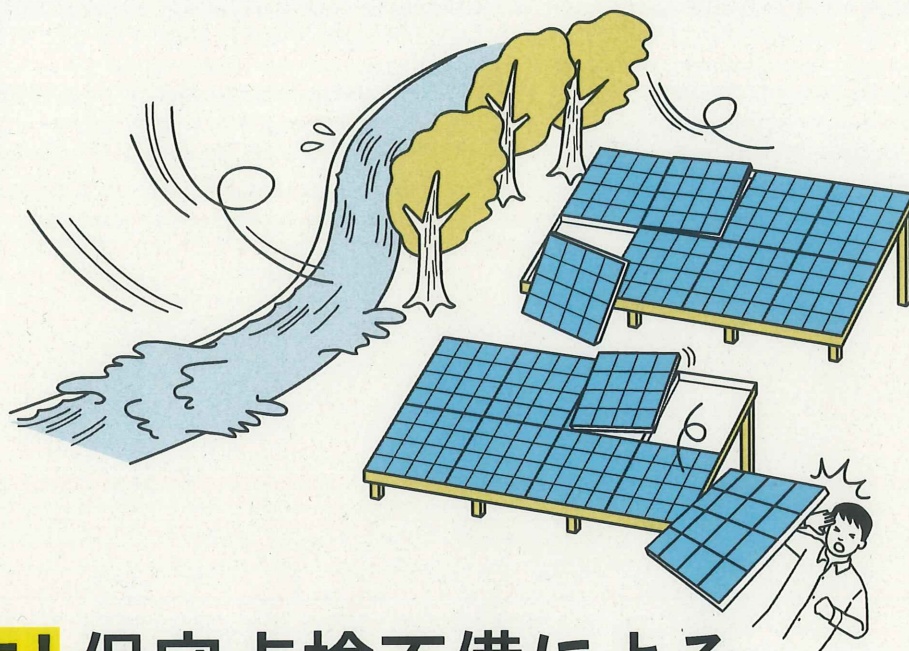
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1 那覇第2地方合同庁舎4階

Tel: 098-866-6474 (直通)



危険防止

太陽電池発電設備の保守点検の重要性について



危険です！保守点検不備による 太陽電池発電設備の重大事故。

近年、強風の際に太陽電池発電設備のパネルが飛散、架台が倒壊するなどの事故が発生しています。なかには飛んだパネルが近隣の住宅へ被害を与えた例も。万が一、他者に被害が及んだ場合には、刑事責任や民事責任が生じる可能性があります。



破損したパネルに触れると感電するおそれがあります。

破損した太陽電池発電設備に光が当たっている場合、パネルや電線の接続部、架台等に触れると感電の原因となります。

破損したパネルを発見したら、以下の点にご注意ください。

パネルや設備には
触れない



周囲の方へも注意の
呼びかけを



施工会社やメーカーに
対処を依頼



被害を未然に防止するために・・・

パネルや架台のねじのゆるみ等がないか、変形や破損はないか等を定期的にチェックするなど、適切に維持・管理することが事故の未然防止につながります。

一般用電気工作物(出力50kW未満の設備)の設置者の方へ

電気工作物の施工業者を選ぶ際は、まず「登録電気工事業者」の標識を掲げているかを確認しましょう。また、設置者は省令に定められた技術基準に適合していることに関して保安責任がありますのでご注意ください。

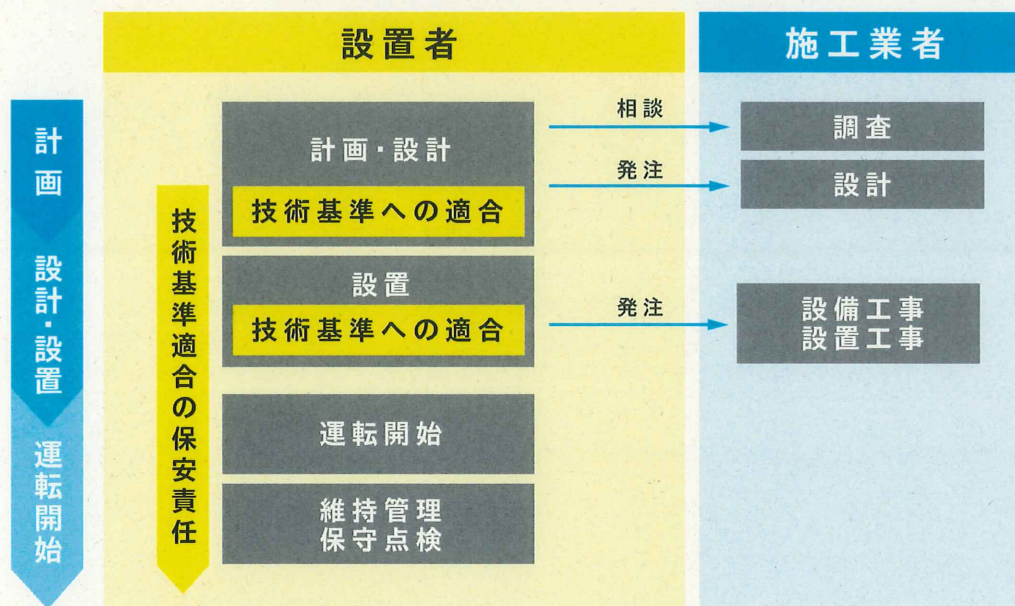
【登録電気工事業者の標識の例】

登録電気工事業者登録票	
登録番号	東京都知事登録第〇〇〇〇号
登録の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇電気
代表者の氏名	東京 〇太郎
営業所の名称	株式会社〇〇電気
電気工事の種類	一般用電気工作物・自家用電気工作物
主任電気工事士の氏名	東京 〇次郎

【みなし登録電気工事業者の標識の例】

登録電気工事業者届出済票	
届出先	東京都知事届出第〇〇〇〇号
届出の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇電気
代表者の氏名	東京 〇太郎
営業所の名称	株式会社〇〇電気
電気工事の種類	一般用電気工作物・自家用電気工作物
主任電気工事士の氏名	東京 〇次郎

電気工作物の運転開始までの流れ



【技術基準への適合について】 技術基準の要件

- 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること
- 他の電氣的設備等の機能に電氣的又は磁氣的な傷害を与えないようにすること
- 電気工作物の損壊により、一般送配電事業者に係る電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること

この資料に関するお問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局産業保安グループ 電力安全課 (TEL 03-3501-1742)